

別表六(二十四)

「45」又は「50」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	法人名
------	-----

別表六(二十四)

令八・四・一以後終了事業

期末現在の資本金の額又は出資金の額	1	円	適用	可	否	3
期末適用する従業員の数	2	人				

「45」欄

給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除(「26」欄に金額の記載がある場合)

① 「租税特別措置法の条項」欄: 「令和8年旧措置法第42条の12の5第1項」
 ② 「区分番号」欄: 「00699」
 ③ 「適用額」欄: 「45」欄の金額

雇用者給与等支給増加額 (4)-(5) (マイナスの場合は0)	6	円	3月31日	取得している場合 0.05	25	円
				税額控除限度額 (22) × (0.1 + (23) + (24) + (25)) (14) < 0.03の場合は0	26	円

「45」欄

特定法人の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除(「30」又は「37」欄に金額の記載がある場合)

① 「租税特別措置法の条項」欄: 「第42条の12の5第1項」又は「令和8年旧措置法第42条の12の5第2項」
 ② 「区分番号」欄: 「00700」
 ③ 「適用額」欄: 「45」欄の金額

調整比較雇用者給与等支給額 (別表六(二十四)付表一「12」)	9	円	開始した	特定税額控除限度額 (22) × (0.1 + (27) + (28) + (29)) (14) < 0.03の場合は0	30	円
------------------------------------	---	---	------	--	----	---

「45」欄

中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除(「34」又は「40」欄に金額の記載がある場合)

① 「租税特別措置法の条項」欄: 「第42条の12の5第2項」又は「令和8年旧措置法第42条の12の5第3項」
 ② 「区分番号」欄: 「00701」
 ③ 「適用額」欄: 「45」欄の金額

雇用者給与等支給増加額 (別表六(二十四)付表一「19の①」)	11	円	場合	中小企業者等税額控除限度額 (22) × (0.15 + (31) + (32) + (33)) (7) < 0.015の場合は0	34	円
継続雇用者比較給与等支給額 (別表六(二十四)付表一「19の②」又は「19の③」)	12	円	令和8年4月1日以後に開始する事業年度の場 第1項適用の場合	(14) ≥ 5% の場合 (0.05又は0.15)	35	円
継続雇用者給与等支給増加額 (11)-(12) (マイナスの場合は0)	13	円	第1項適用の場合	プラチナくるみん又はえるぼし3段階目以上を取得している場合 0.05	36	円
継続雇用者給与等支給増加割合 (13)/(12) ((12)=0の場合は0)	14	円	第1項適用の場合	税額控除限度額 (22) × (0.1 + (35) + (36)) (14) < 0.04の場合は0	37	円
教育訓練費の額	15	円	第2項適用の場合	(7) ≥ 2.5% の場合 0.15	38	円
比較教育訓練費の額 (別表六(二十四)付表一「24」)	16	円	算	くるみん又はえるぼし2段階目以上を取得している場合 0.05	39	円
教育訓練費増加額 (15)-(16) (マイナスの場合は0)	17	円	調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「13」)	中小企業者等税額控除限度額 (22) × (0.15 + (38) + (39)) (7) < 0.015の場合は0	40	円
教育訓練費増加割合 (17)/(16) ((16)=0の場合は0)	18	円	当期税額基準額 (41) × 20/100	調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の⑨」)	44	円
雇用者給与等支給額比教育訓練費割合 (17)/(11)	19	円	当期税額控除可能額 ((26)、(30)、(34)、(37)又は(40))と(42)のうち少ない金額	当期税額控除額 (43)-(44)	45	円

「50」欄

中小企業者等税額控除限度超過額の繰越控除制度を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄: 「第42条の12の5第3項」又は「令和8年旧措置法第42条の12の5第4項」
 ② 「区分番号」欄: 「00702」
 ③ 「適用額」欄: 「50」欄の金額

雇用者給与等支給額比教育訓練費割合 (別表六(二十四)付表二「12」)	21	円	調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の⑨」)	49	円
差引控除対象雇用者給与等支給増加額 (20)-(21) (マイナスの場合は0)	22	円	当期繰越税額控除額 (18)-(49)	50	円
			法人税額の特別控除額 (45)+(50)	51	円